

動物検疫所からの 重要なお知らせ



家畜伝染病予防法改正により、
2020年7月1日から

違法に畜産物を持ち込んだ場合は、
3年以下の懲役又は最高300万円の罰金
が科せられます。

(法人の場合は、最高5,000万円)

- ◆ 国際郵便・宅配便で送る場合も同じです。
- ◆ 動物検疫所の職員は、荷物の中の肉製品などの畜産物の有無について検査を行います。
- ◆ 違法に持ち込まれた肉製品などの畜産物は、原則廃棄されます。
- ◆ 悪質な輸入事例については、警察に通報しています。
違法な肉製品などの畜産物の持ち込み等により、逮捕された人もいます。

